

# スタートアップにおける 知的財産・知的財産権の現状と課題

弁護士  
慶應義塾大学大学院特任教授  
清水 亘 Wataru Shimizu

## I はじめに

スタートアップに限らず、企業経営における知的財産・知的財産権の重要性が強調されるようになって久しい。知的財産・知的財産権は、企業が競合他社に対する競争優位を生み出すツール（競争力の源泉）であり、企業の持続的な成長に不可欠である。もっとも、知的財産・知的財産権の積極的な活用は、必ずしも容易ではなく、相応の知恵と工夫が必要である。

近時は、政府の旗振りでスタートアップを生み育てるエコシステムの創出に向けた動きが盛んである。これには、第二の創業ブームを実現することによって、スタートアップを育成し、持続可能な経済社会を実現する狙いがある。直近のスタートアップ界限では、SaaSやDX関連は落ち着きを見せたものの、ディープテックへの投資が注目を集める<sup>1</sup>等、スタートアップへの期待はますます大きくなっている。

他方で、知的財産・知的財産権の観点でスタートアップが痛い目を見る事例も、実務上、見聞きしており、スタートアップとして慎重になるべきと思うこともある。

本稿では、こうした実務的な動きを踏まえつつ、スタートアップにおける知的財産・知的財産権に関する現状と課題について述べる。

## II スタートアップを取り巻く 現状～知的財産・知的財産 権を中心に～

### 1 スタートアップ育成5か年計画<sup>2</sup>

政府は、2022年1月、「スタートアップ創出元年」を宣言し、2022年11月には、「スタートアップ育成5か年計画」を策定した。

「スタートアップ育成5か年計画」は、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現することを目的とし、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進、を3つの柱としている（図表1）。

この「スタートアップ育成5か年計画」に基づき、スタートアップ支援事業への予算手当からエンジェル税制の拡充・オープンイノベー

1 例えば、経済産業省「ディープテック・スタートアップ支援事業について」（2023年2月）を参照（[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo\\_gijutsu/kenkyu\\_innovation/pdf/026\\_05\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/kenkyu_innovation/pdf/026_05_00.pdf)）。

2 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf)